

# 令和5年度

# 浜松市

# 国保のしおり



## 国民健康保険(国保)とは

国保は、年金制度や介護保険制度と同じく社会保障制度の一つであり、県と市が保険者となって、加入者の皆さんが納める保険料と国からの補助金等により運営しています。

日本の医療保険制度は、病気やケガをしたとき、安心して医療が受けられるよう、すべての方が医療保険に加入する「国民皆保険制度」となっています。

## 国保に加入しなければならない方

浜松市内に住所がある方は、次の<国保に加入できない方>を除き、国保に加入しなければなりません。

### <国保に加入できない方>

- ① 職場の健康保険(協会けんぽ・健保組合・共済組合など)に加入している方とその被扶養者
- ② 同業者の方たちで構成している国保組合に加入している方

**国保組合**(例：医師国保、建設国保等)は、世帯単位での加入となります。同一世帯内で市町村国保との重複加入はできません。

同一世帯に国保組合員の方がいる場合は、原則として世帯員全員が**国保組合**に加入しなければなりません。

- ③ 後期高齢者医療制度に加入している方
- ④ 生活保護法の適用を受けている方
- ⑤ 児童福祉法により福祉施設などに入所している扶養義務者のいない児童

## 保険料

保険料は、下表の3つの区分ごとに医療分、後期支援金分、介護分を算出し、その合計額が令和5年度の年間保険料となります。

	所得割額 加入者全員分の「基礎となる 所得額(注1)×料率」	均等割額 (加入者1人につき)	平等割額 (1世帯につき)	限度額 (1世帯)
医療分	7.20%	25,000円	22,000円	65万円
後期 支援金分	2.35%	11,000円	8,000円	22万円
介護分	1.90%	14,500円	—	17万円

(注1)基礎となる所得額=前年の総所得金額等(※)-基礎控除額(原則43万円)(0円未満は0とみなす)

※ 前年の総所得金額等：総所得金額及び山林所得の合計額。確定申告された特別控除後の分離課税所得[譲渡・株式・先物等]も含まれます。障害年金、遺族年金、雇用保険、退職所得は、基礎となる所得額に含まれません。

(注2)未就学児(令和6年3月31日に6歳以下)の均等割額は令和4年度分から半額になりました。

### 医療分とは

0歳から74歳までの加入者の医療費等に充てられる保険料です。

### 後期支援金分とは

0歳から74歳までの加入者で後期高齢者医療制度を支援する保険料です。

### 介護分とは

40歳から64歳までの加入者で介護保険制度を支援する保険料です。  
※65歳以上の方は、国保料とは別に、介護保険料として納めていただきます。  
※令和4年度から平等割が廃止され、所得割と均等割となりました。

## 保険料決定通知書

年間保険料は毎年6月に決定し、保険料の納付義務者である世帯主あてに(注3)保険料決定通知書をお送りしてお知らせします。また、6月以降に次のような異動があった場合にも、保険料を決定・変更し、異動のあった翌月に世帯主にお知らせします。

- ① 国保に加入したとき・国保を脱退したとき
- ② 世帯主が変更になったとき
- ③ 世帯員の異動があったとき
- ④ 40歳になったとき(介護分が加算)
- ⑤ 75歳になったとき(後期高齢者医療制度に移行)
- ⑥ 所得金額に変更があったとき

(注3) 保険料の納付義務者は世帯主です。世帯主が国保に加入していなくても、世帯内に国保加入者がいる場合は、世帯主あてに送付されます。(国民健康保険法第76条)